

平成 27 年第 2 回 5 月会議

津幡町議会会議録

平成27年 5 月 8 日開会

平成27年 5 月 8 日散会

津 幡 町 議 会

平成27年第2回津幡町議会5月会議会議録

目 次

1. 招集告示	1
第1号（5月8日）	
1. 出席議員、欠席議員	3
1. 説明のため出席した者	3
1. 職務のため出席した事務局職員	3
1. 議事日程（第1号）	4
1. 議事日程（第1号の2）	4
1. 本日の会議に付した事件	5
1. 臨時議長の紹介及びあいさつ（午前10時00分）	6
1. 開会・開議	6
1. 議事日程の報告	6
1. 仮議席の指定	6
1. 議長選挙	6
1. 当選の告知	7
1. 当選の承諾及びあいさつ	8
1. 会議期間の報告	8
1. 議事日程の報告	8
1. 会議時間の延長	8
1. 議席の指定	8
1. 会議録署名議員の指名	8
1. 諸般の報告	9
1. 副議長選挙	9
1. 当選の告知	10
1. 当選の承諾及びあいさつ	10
1. 常任委員会委員の選任	11
1. 議会運営委員会委員の選任	11
1. 休 憩（午前10時38分）	11
1. 再 開（午前10時49分）	11
1. 各委員会正副委員長互選結果の報告	11
1. 津幡町議会広報調査特別委員会の設置及び同委員の選任	12
1. 採 決	12

1. 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会の設置及び同委員の選任	12
1. 採 決	13
1. 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会の設置及び同委員の選任	13
1. 採 決	14
1. 津幡町議会改革検討特別委員会の設置及び同委員の選任	14
1. 採 決	14
1. 休 憩（午前10時59分）	15
1. 再 開（午前11時22分）	15
1. 各特別委員会正副委員長互選結果の報告	15
1. 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙	15
1. 当選の告知	16
1. 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	16
1. 当選の承諾	17
1. 同意第1号上程	17
1. 質疑・討論の省略	18
1. 採 決	19
1. 議案等上程（議案第44号～議案第45号、承認第1号～承認第13号）	19
1. 議案に対する質疑	22
1. 委員会付託	22
1. 休 憩（午前11時55分）	22
1. 再 開（午後5時14分）	22
1. 委員長報告	22
1. 委員長報告に対する質疑	24
1. 討 論	24
1. 採 決	24
1. 閉議・散会（午後5時24分）	25
1. 署名議員	26

津幡町告示第 6 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 2 条の 2 第 4 項の規定により、平成 2 7 年第 2 回津幡町議会を次のとおり招集する。

平成 2 7 年 5 月 1 日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

- 1 招集期日 平成 2 7 年 5 月 8 日
- 2 場 所 津幡町議会議場

平成 27 年 5 月 8 日（金）

○出席議員（16 名）

議 長	向 正 則	副議長	酒 井 義 光
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
7 番	森 山 時 夫	8 番	角 井 外喜雄
10 番	塩 谷 道 子	11 番	多 賀 吉 一
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（ 0 名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	石 庫 要
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	納 口 達 也
税 務 課 長	伊 藤 和 人	町民福祉部長	岡 田 一 博
町 民 課 長	斎 藤 晶 史	長寿介護課長	小 倉 一 郎
社会福祉課長	田 中 京 子	健康こども課長	羽 塚 誠 一
産業建設部長	太 田 和 夫	都市建設課長	岩 本 正 男
農林振興課長	榊 田 和 男	交流経済課長	山 崎 勉
環境水道部長	河 上 孝 光	上下水道課長	山 本 幸 雄
生活環境課長	八 田 信 二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 本 昌 広
監査委員事務局長	中 村 豊	消 防 長	西 田 伸 幸
教 育 長	早 川 尚 之	教 育 部 長	竹 本 信 幸
教育総務課長	竹 田 学	学校教育課長	吉 田 二 郎
生涯教育課長	吉 岡 洋	河北中央病院事務長	酒 井 菊 次
河北中央病院事務課長	田 縁 義 信		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議会事務局長補佐	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	山 崎 明 人	行 政 係 長	庄 田 大 輔
情報推進係長	管 田 邦 雄	監 理 課 主 査	河 島 敬

○議事日程（第1号）

平成27年5月8日（金）午前10時00分開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

○議事日程（第1号の2）

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 諸般の報告

追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

追加日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任について

追加日程第6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第7 議会議案第2号 津幡町議会広報調査特別委員会の設置及び選任第3号同委員の選任について

追加日程第8 議会議案第3号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会の設置及び選任第4号同委員の選任について

追加日程第9 議会議案第4号 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会の設置及び選任第5号同委員の選任について

追加日程第10 議会議案第5号 津幡町議会改革検討特別委員会の設置及び選任第6号同委員の選任について

追加日程第11 選挙第3号 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について

追加日程第12 選挙第4号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第13 同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて
（質疑・討論・採決）

追加日程第14 議案等上程（議案第44号～議案第45号、承認第1号～承認第13号）
（質疑・委員会付託）

議案第44号 平成27年度津幡町一般会計補正予算（第1号）

議案第45号 津幡町土地開発基金条例の一部を改正する条例について

承認第1号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町一般会計補正予算（第9号））

承認第2号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

承認第3号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号））

承認第4号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））

承認第5号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号））

承認第6号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町簡易水道事業特別

会計補正予算（第 3 号）

承認第 7 号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号））

承認第 8 号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号））

承認第 9 号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 4 号））

承認第10号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 3 号））

承認第11号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第 3 号））

承認第12号 専決処分の報告について（津幡町税条例等の一部を改正する条例について）

承認第13号 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

（休憩）

議案第44号 平成27年度津幡町一般会計補正予算（第 1 号）および

議案第45号 津幡町土地開発基金条例の一部を改正する条例について

承認第 1 号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町一般会計補正予算（第 9 号））から

承認第13号 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）まで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜臨時議長の紹介及びあいさつ＞

○吉本良二議会事務局長 本5月会議は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の井上新太郎議員をご紹介申し上げます。

井上議員には、議長席にお着き願います。

〔井上新太郎臨時議長 議長席に着席〕

○井上新太郎臨時議長 ただいま紹介されました井上新太郎です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

＜開会・開議＞

○井上新太郎臨時議長 ただいまから、平成27年第2回津幡町議会を開会いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○井上新太郎臨時議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

＜仮議席の指定＞

○井上新太郎臨時議長 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

＜議長選挙＞

○井上新太郎臨時議長 日程第2 議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○井上新太郎臨時議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

次に、立会人を指名します。

津幡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 森川 章議員、2番 竹内竜也議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

○井上新太郎臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井上新太郎臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○井上新太郎臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○吉本良二議会事務局長 それでは、読み上げます。

1 番 森川 章議員、2 番 竹内竜也議員、4 番 八十嶋孝司議員、5 番 西村 稔議員、
6 番 荒井 克議員、7 番 森山時夫議員、8 番 角井外喜雄議員、9 番 酒井義光議員、
10 番 塩谷道子議員、11 番 多賀吉一議員、12 番 向 正則議員、13 番 道下政博議員、
14 番 谷口正一議員、15 番 洲崎正昭議員、16 番 河上孝夫議員、3 番 井上新太郎議員。
以上でございます。

○井上新太郎臨時議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井上新太郎臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○井上新太郎臨時議長 開票を行います。

森川 章議員、竹内竜也議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔1 番 森川 章議員、2 番 竹内竜也議員立ち会い、開票〕

○井上新太郎臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 15票

無効投票 1 票です。

有効投票のうち、向 正則議員 14票

塩谷道子議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4 票です。

よって、向 正則議員が議長に当選されました。

<当選の告知>

○井上新太郎臨時議長 ただいま議長に当選されました向 正則議員が議場におられます。

津幡町議会会議規則第33条第2 項の規定により、当選の告知をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井上新太郎臨時議長 議長に当選されました向 正則議員から発言を求められておりますので、これを許します。

12番 向 正則議員。

〔12番 向 正則議員 登壇〕

＜当選の承諾及びあいさつ＞

○12番 向 正則議員 議長就任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは議員の皆さま方のご推挙をいただき、津幡町議会第29代目の議長に就任することになりました。まずは皆さま方に心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。もとより微力な私には過ぎた大役であり、その責任の重大さを痛感しております。

さて、地方分権、地域主権、地方創生が推進なされている中、我々議会が果たす役割はますます重要なものとなっております。今後とも町民の皆さまの負託にこたえられるよう、津幡町の発展と円滑な議会運営、開かれた議会のさらなる推進を目指し、誠心誠意努めていく所存であります。

どうか議員各位、町当局におかれましてはご理解を賜り、大きなご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、議長就任に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございます。 (拍手)

○井上新太郎臨時議長 ただいま向 正則議員から議長当選の承諾がありましたので、議長に決定いたしました。

これもちまして、臨時議長の職務を終わります。

ご協力ありがとうございました。

向 正則議長、議長席にお着き願います。

〔井上新太郎臨時議長 退席、向 正則議長 着席〕

○向 正則議長 それでは、ただいまから議長の職務を行わせていただきます。

＜会議期間の報告＞

○向 正則議長 本5月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日1日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○向 正則議長 本日の議事日程の追加は、お手元に配付しましたとおりですので、ご了承願います。

＜会議時間の延長＞

○向 正則議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜議席の指定＞

○向 正則議長 追加日程第1 議席の指定を行います。

議席は、津幡町議会会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

＜会議録署名議員の指名＞

○向 正則議長 追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本5月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において1番 森川 章議員、2番 竹内竜也議員を指名いたします。

<諸般の報告>

○向 正則議長 追加日程第3 諸般の報告をいたします。

本5月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付しましたとおりですので、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成27年2月分および3月分に関する例月出納検査、地方自治法第199条第9項の規定による財政援助団体等監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

<副議長選挙>

○向 正則議長 追加日程第4 副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○向 正則議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

次に、立会人を指名します。

津幡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 森川 章議員、2番 竹内竜也議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

○向 正則議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○向 正則議長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○吉本良二議会事務局長 それでは、読み上げます。

1番 森川 章議員、2番 竹内竜也議員、3番 井上新太郎議員、4番 八十嶋孝司議員、
5番 西村 稔議員、6番 荒井 克議員、7番 森山時夫議員、8番 角井外喜雄議員、

9番 酒井義光議員、10番 塩谷道子議員、11番 多賀吉一議員、13番 道下政博議員、
14番 谷口正一議員、15番 洲崎正昭議員、16番 河上孝夫議員、12番 向 正則議員。
以上でございます。

○向 正則議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○向 正則議長 開票を行います。

森川 章議員、竹内竜也議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔1番 森川 章議員、2番 竹内竜也議員立ち会い、開票〕

○向 正則議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 14票

無効投票 2票です。

有効投票のうち、酒井義光議員 12票

西村 稔議員 1票

多賀吉一議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、酒井義光議員が副議長に当選されました。

<当選の告知>

○向 正則議長 ただいま副議長に当選されました酒井義光議員が議場におられます。

津幡町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 副議長に当選されました酒井義光議員から発言を求められておりますので、これを許します。

9番 酒井義光議員。

〔9番 酒井義光議員 登壇〕

<当選の承諾及びあいさつ>

○9番 酒井義光議員 このたびは、副議長にご推挙いただきまして、本当にありがとうございます。

副議長としての責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

もとより微力ではございますが、議長を補佐し、町民の負託にこたえるべく、議会の円滑な運営、議会の活性化に精いっぱい努力してまいります。

今後とも皆さまのご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げ、副議長の就任のあいさつといたし

ます。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○向 正則議長 ただいま酒井義光議員から副議長当選の承諾がありましたので、副議長に決定いたしました。

＜常任委員会委員の選任＞

○向 正則議長 追加日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務常任委員会委員、文教福祉常任委員会委員、産業建設常任委員会委員に、それぞれお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、選任第1号は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

＜議会運営委員会委員の選任＞

○向 正則議長 追加日程第6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、選任第2号は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

〔休憩〕 午前10時38分

〔再開〕 午前10時49分

＜各委員会正副委員長互選結果の報告＞

○向 正則議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各常任委員会、議会運営委員会において、委員長および副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので、ご報告いたします。

総務常任委員会

委員長に 荒井 克議員、

副委員長に 角井外喜雄議員。

文教福祉常任委員会

委員長に 八十嶋孝司議員、
副委員長に 道下政博議員。

産業建設常任委員会

委員長に 森山時夫議員、
副委員長に 谷口正一議員。

議会運営委員会

委員長に 洲崎正昭議員、
副委員長に 谷口正一議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

＜津幡町議会広報調査特別委員会の設置及び同委員の選任＞

○向 正則議長 追加日程第7 洲崎正昭議員ほか4名提出の議会議案第2号 津幡町議会広報調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

議会議案第2号につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第2号は、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○向 正則議長 これより議案採決に入ります。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました津幡町議会広報調査特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会広報調査特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

＜津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会の設置及び同委員の選任＞

○向 正則議長 追加日程第8 洲崎正昭議員ほか4名提出の議会議案第3号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

議会議案第3号につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第3号は、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○向 正則議長 これより議案採決に入ります。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

＜津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会の設置及び同委員の選任＞

○向 正則議長 追加日程第9 洲崎正昭議員ほか4名提出の議会議案第4号 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

議会議案第4号につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第4号は、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○向 正則議長 これより議案採決に入ります。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第４号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第７条第４項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

＜津幡町議会改革検討特別委員会の設置及び同委員の選任＞

○向 正則議長 追加日程第10 洲崎正昭議員ほか４名提出の議会議案第５号 津幡町議会改革検討特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

議会議案第５号につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第５号は、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○向 正則議長 これより議案採決に入ります。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第５号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任については、津幡町議会委

員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会改革検討特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に各特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

〔休憩〕 午前10時59分

〔再開〕 午前11時22分

＜各特別委員会正副委員長互選結果の報告＞

○向 正則議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各特別委員会において、委員長および副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまわっておりますので、ご報告いたします。

津幡町議会広報調査特別委員会

委員長に 塩谷道子議員、

副委員長に 荒井 克議員。

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会

委員長に 河上孝夫議員、

副委員長に 道下政博議員。

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会

委員長に 私、向 正則、

副委員長に 酒井義光議員。

津幡町議会改革検討特別委員会

委員長に 酒井義光議員、

副委員長に 多賀吉一議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

＜河北郡市広域事務組合議会議員の選挙＞

○向 正則議長 追加日程第11 選挙第3号 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙を行います。

河北郡市広域事務組合同規約第5条第1項および第2項の規定により、4人の組合議会議員の選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

河北郡市広域事務組合議会議員に8番 角井外喜雄議員、9番 酒井義光議員、15番 洲崎正昭議員、16番 河上孝夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を河北郡市広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました角井外喜雄議員、酒井義光議員、洲崎正昭議員、河上孝夫議員が河北郡市広域事務組合議会議員に当選されました。

＜当選の告知＞

○向 正則議長 ただいま河北郡市広域事務組合議会議員に当選されました諸君が議場におられます。

津幡町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

＜石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙＞

○向 正則議長 追加日程第12 選挙第4号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

石川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、1人の広域連合議会議員の選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、向 正則を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました私、向 正則を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、向 正則が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

<当選の承諾>

○向 正則議長 ただいま、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しましたので、これを謹んでお受けいたします。

<同意第1号上程>

○向 正則議長 追加日程第13 同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、この案件が終結するまで道下政博議員の退場を求めます。

〔13番 道下政博議員 退場〕

○向 正則議長 これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日、平成27年第2回津幡町議会5月会議が開かれるに当たり、提案理由の説明の前に一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さまにおかれましては、去る4月26日に執行されました津幡町議会議員選挙におきまして、町民の皆さまの厚いご信任により当選の栄に浴されました。改めて心からお祝いとお喜びを申し上げる次第でございます。

今回の選挙は、昨年の議会3月会議で議員定数を2名減の16名として初めて行われた選挙であり、これまで以上に議員お一人お一人に寄せられる町民の期待が高くなっていると受けとめております。前期に引き続き議員としてご当選されました皆さまはもとより、新たに議員となられました皆さまにおかれましては、これからの4年間、町民の負託にこたえられますとともに、町政運営に一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、先ほどより議会の新しい組織につきまして滞りなく終了し、議長、副議長、各常任委員会および特別委員会委員なども新たに決定されましたことをあわせてお喜びを申し上げます。

ご就任されました向 正則議長、酒井義光副議長ならびに各常任委員会、特別委員会の正副委員長および委員各位におかれましては、本町の発展と町民の負託にこたえていただくべく、活発な議会活動をご期待申し上げますとともに、私ども執行部に対しましても温かいご指導とご支援をお願いを申し上げます。

さて、地方自治を取り巻く環境は社会構造の変化、地方分権の推進により日々変動しております。

す。このような情勢の中、新たな発想や仕組みづくりが求められております。本町では、平成28年度からの新たな10か年のまちづくりの指針となる第5次津幡町総合計画を現在策定中でございます。折しも昨年国が取りまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略のもと、平成27年度からの今後5か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な取り組みを掲げる津幡町創生総合戦略を策定する作業も並行して進めております。町民アンケート調査では、豊かな自然環境や快適な生活環境を理由として、いずれの年代におきましても高い割合で「町の好感度」と「住みやすさ」が評価されております。今後も加賀、能登、富山を結ぶ交通の要衝という立地条件と豊かな里山や田園風景に囲まれた良好な自然環境という魅力を発信し、次世代に自信を持って引き継げるまちづくりのため、持続可能な行財政運営を進める一方、積極果敢に行政課題の克服にチャレンジしたいと思っております。

本年4月の人事異動では女性の管理職への登用を積極的に進め、課長補佐級以上の女性の管理職の割合を13.2パーセントから23.8パーセントにまで高めました。女性が活躍し、輝くことができる社会づくりは、津幡町が元気な町として発展し続けるための重要な要素の一つであると考えております。

4月16日には、株式会社グッドワン様より町民の福祉向上を図ることを目的に、軽自動車2台をご寄贈いただきました。心より感謝申し上げます。これらの自動車は高齢者福祉担当課におきまして、お年寄りの方々の訪問相談や介護認定調査業務など、大いに役立たせていただく予定になっております。

津幡町快適居住環境推進事業は、町民の皆さまに安全、安心で快適な生活を営んでいただくため、居住環境の質が向上する住環境設備改修工事に対して助成を行い、あわせて町内事業者の振興および活性化を図るものでございます。4月15日の制度発足からはや27件、助成対象工事費2,511万円余りの申し込みやその他多くの問い合わせがございました。助成対象事業に該当する場合は、ぜひこの制度を活用していただきたいと思います。

今後も津幡町のため、町民の皆さまのため、限られた予算を適切に、さらに創意工夫しながら住んでよかったと実感できるまちづくりの推進に努力してまいりたいと考えております。議員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

それでは、本日上程いたしました同意案件につきまして、ご説明申し上げます。

同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本案は、議会議員から選任すべき監査委員として、津幡町字能瀬ワ60番地4 道下政博氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

<質疑・討論の省略>

○向 正則議長 お諮りいたします。

同意第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○向 正則議長 同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについてを、採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、同意することに決定いたしました。

〔13番 道下政博議員 入場〕

＜議案等上程＞

○向 正則議長 追加日程第14 議案等上程の件を議題とし、議案第44号および議案第45号ならびに承認第1号から承認第13号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 ただいまは、監査委員の選任につきご同意を賜り、ありがとうございました。

引き続き、本日提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第44号 平成27年度津幡町一般会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億49万5,000円を追加するものでございます。

まず初めに、歳入からご説明申し上げます。

16款財産収入8,244万2,000円の増額補正は、横浜地内の町有地売り払いを見込んだものでございます。この町有地は、都市環境の計画的な整備を促進するため、町土地開発基金が平成12年に代替地として取得した土地でございます。その後の事業におきましても活用することなく、現在、土地開発基金の保有となっております。これまでこの土地の有効活用策につきましては、議会決算審査特別委員会からの提言も踏まえ、オーダーメード方式による企業誘致用地のほか、さまざまな事業者へ働きかけをしてきましたところ、このたび民間の宅地開発業者への売却にめどが立ったものでございます。優良な宅地の供給は津幡町の定住促進に向けても望ましいことであり、一般会計が基金より普通財産として取得した後、民間会社へ売却する予定でございます。

18款繰入金1,805万3,000円の増額補正は、財政調整基金からの繰入金であり、横浜地内の土地開発基金保有土地を一般会計が取得する財源の一部とするものでございます。

続いて、歳出のご説明を申し上げます。

2款総務費1億49万5,000円の増額補正は、横浜地内の土地開発基金保有土地を一般会計が取得するものでございます。

次に、**議案第45号** 津幡町土地開発基金条例の一部を改正する条例について。

本案は、財政上特に必要があると認める場合、基金の運用を妨げない額を限度に基金の一部を処分することができることおよび処分が行われた場合、その処分相当額が減少することを追加するものでございます。これは土地開発基金の保有現金を有効活用できるようにするための改正でございます。

次に、承認第1号から承認第13号までの専決処分の報告につきましては、平成27年3月31日にそれぞれ地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものでございます。

それでは、順を追ってその概要をご説明申し上げます。

承認第1号 専決第1号 平成26年度津幡町一般会計補正予算（第9号）について。

本補正は、年度末の計数整理などのため、歳入歳出それぞれ1億5,338万2,000円を減額補正するものでございます。

歳入の主なものは、1款町税2,500万円の増額は、個人町民税の増額でございます。

2款地方譲与税537万1,000円の減額、3款利子割交付金272万7,000円の減額、4款配当割交付金1,980万9,000円の増額、5款株式等譲渡所得割交付金1,628万5,000円の増額、7款ゴルフ場利用税交付金32万6,000円の増額、8款自動車取得税交付金79万2,000円の減額、11款交通安全対策特別交付金128万7,000円の減額は、いずれも交付額の確定によるものでございます。

10款地方交付税7,848万9,000円の増額は、特別交付税の確定による増額でございます。

12款分担金及び負担金309万5,000円の増額の主なものは、保育園保育料などの増額でございます。

13款使用料及び手数料411万4,000円の増額の主なものは、墓地公園永代使用料や津幡駅前駐車場使用料および文化会館使用料などの増額でございます。

14款国庫支出金1,707万7,000円の減額は、障害者自立支援給付事業や児童手当費など給付実績に伴う民生費国庫負担金や事業費確定による国庫補助金の減額が主なものでございます。

15款県支出金169万1,000円の増額は、給付実績に伴う児童手当費など民生費県負担金や乳幼児医療給付費などの衛生費県補助金、事業実績に伴う農林水産業費県補助金や災害復旧費県補助金などで減額があるものの、地域住民生活等緊急支援補助金に係る総務費県補助金や県税徴収取扱費に係る総務費委託金の増額が主なものでございます。

16款財産収入151万3,000円の増額は、役場や公園など町公共施設に設置してある自動販売機貸付料に係る財産貸付収入が主なものでございます。

18款繰入金2億8,668万2,000円の減額は、財源調整による財政調整基金繰入金2億8,458万7,000円の減額が主なものでございます。

20款諸収入999万1,000円の増額は、心身障害者医療費返納金や石川県消防学校に派遣している消防職員1名の給与負担金などの雑入が主なものでございます。

歳出につきましては、いずれの款におきましても減額としたもので、各種事業の確定等に伴う計数整理などによるものでございます。

第2表繰越明許費補正は、道路整備事業および消雪設備整備事業について繰越額を変更するとともに、年度内に事業が完了できない見込みとなったあがた公園整備事業ほか7事業について追加したものでございます。

第3表地方債補正は、道路整備事業ほか6事業について限度額をそれぞれ変更したものでござ

います。

承認第2号 専決第2号 平成26年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、保険給付費の確定や年度末の計数整理などにより、歳入歳出それぞれ7,018万6,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第3号 専決第3号 平成26年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、年度末の計数整理などにより、歳入歳出それぞれ186万1,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第4号 専決第4号 平成26年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の減額などにより、歳入歳出それぞれ176万4,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第5号 専決第5号 平成26年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号）について。

本補正は、保険給付費の確定や年度末の計数整理などにより、歳入歳出それぞれ8,556万5,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第6号 専決第6号 平成26年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、年度末の計数整理などにより、歳入歳出それぞれ97万9,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第7号 専決第7号 平成26年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）について。

本補正は、年度末の計数整理などにより、歳入歳出それぞれ863万2,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

第2表地方債補正は、公共下水道事業について限度額を変更したものでございます。

承認第8号 専決第8号 平成26年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、年度末の計数整理などにより、歳入歳出それぞれ614万8,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第9号 専決第9号 平成26年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、年度末の計数整理などにより、44万2,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

第2表地方債補正は、町営バス車両購入費について限度額を変更したものでございます。

承認第10号 専決第10号 平成26年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、年度末の計数整理などにより、歳入歳出それぞれ27万5,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第11号 専決第11号 平成26年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第3号）について。

本補正は、修繕料や医師研修費および年度末の計数整理などにより、収益的支出の予定額161万2,000円を増額し、資本的収入および支出についてもそれぞれ増額し、不足する額を改める専決処分をしたものでございます。

承認第12号 専決第12号 津幡町税条例等の一部を改正する条例について。

本専決は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、ふるさと納税に係る個人住民税特例控除額の拡充や新規取得する軽自動車の軽減課税としてグリーン化特例を創設するなどの改正でございます。

承認第13号 専決第13号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

本専決は、地方税法などの一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税限度額および国民健康保険税の軽減措置に係る算定基準などの改正でございます。

以上、本5月会議にご提案を申し上げました全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案どおり決定、承認を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○向 正則議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○向 正則議長 ただいま議題となっております議案第44号および議案第45号ならびに承認第1号から承認第13号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会で、議案の審査方よろしくお願いいたします。

〔休憩〕 午前11時55分

〔再開〕 午後5時14分

○向 正則議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第44号および議案第45号ならびに承認第1号から承認第13号までを一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○向 正則議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

荒井 克総務常任委員長。

〔荒井 克総務常任委員長 登壇〕

○荒井 克総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第44号 平成27年度津幡町一般会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第45号 津幡町土地開発基金条例の一部を改正する条例については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第1号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町一般会計補正予算（第9号））、

承認第10号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号））、

承認第12号 専決処分の報告について（津幡町税条例等の一部を改正する条例について）、
以上、3件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することにいたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査の結果を本会議に送付するものがあります。

報告を終わります。

○向 正則議長 八十嶋孝司文教福祉常任委員長。

〔八十嶋孝司文教福祉常任委員長 登壇〕

○八十嶋孝司文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、町民福祉部長、教育部長、河北中央病院事務長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

承認第1号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町一般会計補正予算（第9号））、

承認第2号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））、

承認第3号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号））、

承認第4号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））、

承認第5号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号））、

承認第11号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第3号））、

承認第13号 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、

以上、7件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することにいたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○向 正則議長 森山時夫産業建設常任委員長。

〔森山時夫産業建設常任委員長 登壇〕

○森山時夫産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、環境水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

承認第1号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町一般会計補正予算（第9号））、

承認第6号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））、

承認第7号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））、

承認第8号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））、

承認第9号 専決処分の報告について（平成26年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第4号））、

以上、5件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することといたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○向 正則議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○向 正則議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○向 正則議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○向 正則議長 これより議案採決に入ります。

議案第44号を採決いたします。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号を採決いたします。

本案は、起立によって採決いたします。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号から承認第13号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第13号までは、いずれも承認されました。

＜閉議・散会＞

○向 正則議長 以上をもって、本5月会議に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成27年第2回津幡町議会5月会議を散会いたします。

午後5時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

臨時議長 井上新太郎

議会議長 向 正則

署名議員 森川 章

署名議員 竹内 竜也

参 考 資 料

1. 議長選挙について.....	1
1. 副議長選挙について.....	2
1. 常任委員会委員の選任について.....	3
1. 議会運営委員会委員の選任について.....	4
1. 津幡町議会広報調査特別委員会設置及び同委員の選任について.....	5
1. 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会設置及び同委員の選任について..	7
1. 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会設置及び同委員の選任について.....	9
1. 津幡町議会改革検討特別委員会設置及び同委員の選任について.....	11
1. 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について.....	13
1. 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について.....	14
1. 委員会審査結果表.....	15

選挙第 1 号

議長選挙について

議長選挙を行うものとする。

平成 2 7 年 5 月 8 日

津幡町議会臨時議長 井 上 新太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字刈安ハ 175 番甲地	向 正 則	昭和 28 年 12 月 4 日

選挙第2号

副議長選挙について

副議長選挙を行うものとする。

平成27年5月8日

津幡町議会議長 向 正 則

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字能瀬カ 34 番地	酒 井 義 光	昭和 23 年 6 月 27 日

選任第 1 号

常任委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和 6 2 年津幡町条例第 9 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、常任委員会委員を次のとおり選任する。

平成 2 7 年 5 月 8 日

津幡町議会議長 向 正 則

総務常任委員会委員	西村 稔 荒井 克 角井外喜雄 塩谷 道子 向 正則 河上 孝夫
文教福祉常任委員会委員	竹内 竜也 八十嶋孝司 酒井 義光 道下 政博 洲崎 正昭
産業建設常任委員会委員	森川 章 井上新太郎 森山 時夫 多賀 吉一 谷口 正一

選任第 2 号

議会運営委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和 6 2 年津幡町条例第 9 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、議会運営委員会委員を次のとおり選任する。

平成 2 7 年 5 月 8 日

津幡町議会議長 向 正 則

議 会 運 営 委 員 会 委 員	多賀 吉一 道下 政博 谷口 正一 洲崎 正昭 河上 孝夫
-------------------	----------------------------------

議会議案第 2 号

平成 27 年 5 月 8 日

津幡町議会議長 向 正則 様

提出者	津幡町議会議員	洲 崎 正 昭
賛成者	津幡町議会議員	多 賀 吉 一
同	津幡町議会議員	道 下 政 博
同	津幡町議会議員	谷 口 正 一
同	津幡町議会議員	河 上 孝 夫

津幡町議会広報調査特別委員会設置に関する決議

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び津幡町議会議規則（昭和 62 年津幡町議会議規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

津幡町議会広報調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり、津幡町議会広報調査特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 名 称 | 津幡町議会広報調査特別委員会 |
| 2 設置の根拠 | 地方自治法第 109 条及び津幡町議会委員会条例第 5 条 |
| 3 目 的 | 議会の審議、運営、活動等の状況を広く住民に周知し、町民の議会に対する理解を深めるため、議会広報の調査、編集、発行を行う。 |
| 4 期 間 | 本委員会は、上記目的が終了するまで存続して調査するものとする。 |
| 5 委員の定数 | 6 人 |

選任第3号

津幡町議会広報調査特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）第7条第4項の規定に基づき、津幡町議会広報調査特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成27年5月8日

津幡町議会議長 向 正 則

津幡町議会 広報調査特別委員会	竹内 竜也 井上新太郎 八十嶋孝司 荒井 克 森山 時夫 塩谷 道子
--------------------	---------------------------------------

平成 27 年 5 月 8 日

津幡町議会議長 向 正則 様

提出者	津幡町議会議員	洲 崎 正 昭
賛成者	津幡町議会議員	多 賀 吉 一
同	津幡町議会議員	道 下 政 博
同	津幡町議会議員	谷 口 正 一
同	津幡町議会議員	河 上 孝 夫

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会設置に関する決議

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び津幡町議会
会議規則（昭和 62 年津幡町議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会設置に関する決議

次のとおり、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 名 称 | 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会 |
| 2 設置の根拠 | 地方自治法第 109 条及び津幡町議会委員会条例第 5 条 |
| 3 目 的 | 次に掲げる事項を目的とし、関係機関への提言、要請を積極的に行う。
(1) 森林公園の調査・研究に関すること。
(2) 森林公園の施設・設備の充実にに関すること。
(3) その他目的達成のための関係機関との連携及び情報収集に関すること。 |
| 4 期 間 | 本委員会は、上記目的が終了するまで存続して調査するものとする。 |
| 5 委員の定数 | 7 人 |

選任第 4 号

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和 6 2 年津幡町条例第 9 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成 2 7 年 5 月 8 日

津幡町議会議長 向 正 則

津幡町議会石川県森林公園 活性化対策特別委員会委員	酒井 義光 多賀 吉一 向 正則 道下 政博 谷口 正一 洲崎 正昭 河上 孝夫
------------------------------	---

平成27年5月8日

津幡町議会議長 向 正則 様

提出者	津幡町議会議員	洲 崎 正 昭
賛成者	津幡町議会議員	多 賀 吉 一
同	津幡町議会議員	道 下 政 博
同	津幡町議会議員	谷 口 正 一
同	津幡町議会議員	河 上 孝 夫

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会設置に関する決議

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会設置に関する決議

次のとおり、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1 名 称 | 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会 |
| 2 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び津幡町議会委員会条例第5条 |
| 3 目 的 | 木曾義仲を題材とした大河ドラマの誘致を推進するための調査、研究を行う。 |
| 4 期 間 | 本委員会は、上記目的が終了するまで存続して調査するものとする。 |
| 5 委員の定数 | 16人以内 |

選任第 5 号

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和 6 2 年津幡町条例第 9 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成 2 7 年 5 月 8 日

津幡町議会議長 向 正 則

津幡町議会大河ドラマ 誘致推進特別委員会委員	森川	章	竹内	竜也	井上新太郎	八十嶋孝司
	西村	稔	荒井	克	森山 時夫	角井外喜雄
	酒井	義光	塩谷	道子	多賀 吉一	向 正則
	道下	政博	谷口	正一	洲崎 正昭	河上 孝夫

平成 27 年 5 月 8 日

津幡町議会議長 向 正則 様

提出者	津幡町議会議員	洲 崎 正 昭
賛成者	津幡町議会議員	多 賀 吉 一
同	津幡町議会議員	道 下 政 博
同	津幡町議会議員	谷 口 正 一
同	津幡町議会議員	河 上 孝 夫

津幡町議会改革検討特別委員会設置に関する決議

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び津幡町議会議規則（昭和 62 年津幡町議会議規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

津幡町議会改革検討特別委員会設置に関する決議

次のとおり、津幡町議会改革検討特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 名 称 | 津幡町議会改革検討特別委員会 |
| 2 設置の根拠 | 地方自治法第 109 条及び津幡町議会委員会条例第 5 条 |
| 3 目的 | 議会機能の充実、強化及び活性化を図るため、議会改革に関する事項について調査、検討を行う。 |
| 4 期間 | 本委員会は、上記目的が終了するまで存続して調査するものとする。 |
| 5 委員の定数 | 7 人 |

選任第 6 号

津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和 6 2 年津幡町条例第 9 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、津幡町議会改革検討特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成 2 7 年 5 月 8 日

津幡町議会議長 向 正 則

津幡町議会改革検討 特 別 委 員 会 委 員	八十嶋孝司 西村 稔 森山 時夫 角井外喜雄 酒井 義光 多賀 吉一 道下 政博
----------------------------	---

選挙第 3 号

河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について

河北郡市広域事務組合同約第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、議員 4 人を次のとおり選挙する。

平成 2 7 年 5 月 8 日

津幡町議会議長 向 正 則

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字川尻 3 161 番地	角 井 外喜雄	昭和 24 年 12 月 10 日
河北郡津幡町字能瀬 34 番地	酒 井 義 光	昭和 23 年 6 月 27 日
河北郡津幡町字太田 3 163 番地	洲 崎 正 昭	昭和 21 年 11 月 10 日
河北郡津幡町字庄口 1 番地 7	河 上 孝 夫	昭和 23 年 1 月 28 日

選挙第4号

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

石川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、議員1人を次のとおり選挙する。

平成27年5月8日提出

津幡町議会議長 向 正 則

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字刈安ハ175番甲地	向 正 則	昭和28年12月4日

平成27年第2回津幡町議会 5月会議

常任委員会議案審査結果表

総務常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第44号	平成27年度津幡町一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第45号	津幡町土地開発基金条例の一部を改正する条例について	〃
承認第1号	専決処分の報告について（平成26年度津幡町一般会計補正予算（第9号））	承認
承認第10号	専決処分の報告について（平成26年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号））	〃
承認第12号	専決処分の報告について（津幡町税条例等の一部を改正する条例について）	〃

平成27年第2回津幡町議会 5月会議

常任委員会議案審査結果表

文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
承認第1号	専決処分の報告について（平成26年度津幡町一般会計補正予算（第9号））	承認
承認第2号	専決処分の報告について（平成26年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））	〃
承認第3号	専決処分の報告について（平成26年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号））	〃
承認第4号	専決処分の報告について（平成26年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））	〃
承認第5号	専決処分の報告について（平成26年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号））	〃
承認第11号	専決処分の報告について（平成26年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第3号））	〃
承認第13号	専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）	〃

平成27年第2回津幡町議会 5月会議

常任委員会議案審査結果表

産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
承認第1号	専決処分の報告について（平成26年度津幡町一般会計補正予算（第9号））	承認
承認第6号	専決処分の報告について（平成26年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））	〃
承認第7号	専決処分の報告について（平成26年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））	〃
承認第8号	専決処分の報告について（平成26年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））	〃
承認第9号	専決処分の報告について（平成26年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第4号））	〃